

大雨等に係る訓練実施の取扱いについて

大雨等が発生した場合の訓練実施の判断は、次により取り扱います。

1. 佐賀市に「大雨（特別）警報」が発令された場合

- (1) 午前7時の時点で、大雨警報（特別警報を含む）が発令され、かつJR伊賀屋駅に停車する普通電車が運転見合わせの場合は、午前の訓練を休講（訓練休）とします。
- (2) 午前10時の時点で、上記（1）の警報が引き続き発令され、かつJR伊賀屋駅に停車する普通電車の運転見合わせが継続している場合は、午後の訓練についても休講（訓練休）とします。

2. その他

- (1) 午前6時までに佐賀市に大雨等によるJRの運休が生じている場合は、通所途上の安全を考慮し、午前7時まで自宅待機してください。また、午前の訓練が休講となった場合は、同様の観点より午前10時まで自宅待機してください。
- (2) 訓練時間中において、気象条件の悪化により訓練継続が困難または訓練受講生の帰宅時の危険性が高まると所長が判断した場合は、適宜休講の措置を講じます。
- (3) 佐賀市を除く一部地域で上記1と同様の状況が生じた場合は、原則として訓練休とはしませんが、災害等による危険性や交通網の混乱等を確認し、十分安全に留意して通所してください。
- (4) 前記までの記載事項により訓練実施の確認ができない場合は、午前8時00分以降、訓練課受講者支援係（電話：0952-26-9516）へお問い合わせください。安全に通所できない恐れがある場合には、電話連絡の上、自己の判断で自宅待機してください。